令和5年1月18日 消費者庁消費者制度課

「消費者契約法及び消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手 続の特例に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に 関する政令(案)」等に関する意見募集の結果について

# 1. 意見募集対象

- ・「消費者契約法及び消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(案)」
- 「消費者契約法施行令の一部を改正する政令(案)」
- 「消費者契約法施行規則の一部を改正する内閣府令(案)」
- ・「消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する 法律施行規則の一部を改正する内閣府令(案)」
- 「消費者安全法施行規則の一部を改正する内閣府令(案)」
- ・「内閣府の所管する消費者庁関係法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等 における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する内閣 府令(案)」

# |2. 意見募集方法の概要|

(1)意見募集期間

令和4年9月21日(水)から令和4年10月21日(金)まで

(2) 周知方法

電子政府の総合窓口 (e-Gov) ウェブサイト及び消費者庁ウェブサイトに掲載

(3)意見提出方法

インターネット(電子政府の総合窓口(e-Gov)意見提出フォーム)、電子メール、郵送

### 3. 意見総数

28件(このうち、今回の意見募集とは直接関係しない意見3件)

# |4. 意見の概要と意見に対する考え方|

別紙のとおり

※なお、御意見を踏まえて修正した部分(別紙の該当箇所に記載)のほか、意見 募集後に、一部につき修正を行いました。 「消費者契約法及び消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の一部を 改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(案)」等に関する意見の概要及び当該意見に対する 消費者庁の考え方

	カ 貞 百 月 <b>ひ </b>	
意見の概要	意見に対する考え方	
消費者契約法施行規則の一部を改正する内閣府令(案)関連		
第1条の2関連		
上記規定案には反対はしない。しかし、消費者契約法上	今後の施策の検討において参考とさせていただきます。	
の取消権の要件を定めるにあたり詳細を内閣府令等に		
委任することを含め厳格化すべきではない。		
(他に同一意見1件)		
賛成する。通信技術の発展に伴い今後新たに利用される	同上	
通信手段も含まれることを、逐条解説に明記すべきであ		
る。		
ただし、今後、消費者契約法上の取消権など実体法上の		
権利の要件を定める際に、詳細を内閣府令等に委任する		
ことには慎重であるべきである。		
(他に同一意見8件)		
上記規定案には賛成する。通信技術の発展に伴い今後新	同上	
たに利用される通信手段も含まれることを、逐条解説に		
明記すべきである。また、通信手段が広く認められてい		
ることを消費者、事業者に十分に周知すべきである。		
ただし、今後、消費者契約法上の取消権など実体法上の		

権利の要件を定める際に、詳細を内閣府令等に委任することには慎重であるべきである。

(他に同一意見2件)

改正消費者契約法の4条3項4号は、「当該消費者が当該消費者契約の締結について勧誘を受けている場所において、当該消費者が当該消費者契約を締結するか否かについて相談を行うために電話その他の内閣府令で定める方法によって当該事業者以外の者と連絡する旨の意思を示したにもかかわらず、威迫する言動を交えて、当該消費者が当該方法によって連絡することを妨げること。」と定めています。

しかし、そもそも、「当該事業者以外の者と連絡する旨の意思を示したにもかかわらず、威迫する言動を交えて、連絡することを妨げること」自体が悪質な行為であり、連絡の方法を「電話その他の内閣府令で定める方法」に限定する必要はないと考えます。

以上の基本的見解を有しているところですが、今回の意 見募集の趣旨をふまえ、提案されている「消費者契約法 施行規則の一部を改正する内閣府令(案)(相談を行う ための方法)第1条の2(以下、本条項という。)につい て、以下、意見を申述べます。

○逐条解説において、本条項の1号及び2号は例示であり、柱書後段に定めているように、「事業者以外の者と

連絡する方法として通常想定されるもの」は広く「内閣	
府令で定める方法」に該当する旨、説明を加えてくださ	
い。	
提案には賛成である。もっとも、このような内容は、法	同上
律事項とすれば十分であったのであり、規則事項とした	
こと自体が不適切であった。しかも、法第四条第三項第	
四号の規定は、要件を限定して断片化しすぎており、規	
定自体を見直すべきである。	
相談を行うための方法を通常想定されるものと広く規	同上
定していることは賛成です。しかし、通常想定されるも	
のとして、電話と電子メールの記載がありますが、その	
他の方法についても対象となることを具体的に逐条解	
説で明確にしてください。	
規定案には反対はいたしません。しかし、消費者契約法	同上
上の取消権の要件を定めるにあたっては、内閣府令等へ	
の委任は限定されるべきであり、取消ができる範囲を制	
限するような定めにならないよう求めます。	
「相談を行うために事業者以外の者と連絡する方法と	個々の消費者の事情としては、様々なものが考えられま
して通常想定されるもの」の「通常想定されるもの」に	すが、消費者契約法施行規則(以下「契約法施行規則」
ついては一般的又は平均的な消費者を基準とするので	といいます。)第1条の2は、事業者以外の者と連絡す
はなく、個々の消費者の事情(情報通信機器のリテラシ	る方法として一般的に想定されるものを規定するもの
一、年齢、生活環境、居住地域等)を基準としたものと	です。
し、その旨を条文上明らかにすべきである。	

「消費者が消費者契約を締結するか否かについて相談	①については、消費者契約法(以下「契約法」といいま
を行うために事業者以外の者と連絡する方法として通	す。)第4条第3項第4号における「事業者以外の者」
常想定されるものとする。」との規定のうち、①「事業者	は、事業者以外の第三者を指し、多数の者を含みますが
以外の者」とは「不特定又は多数の者」が含まれる旨を	不特定の者は含みません。
規定すべきであり、また②「通常」とは「当該消費者に	②については、個々の消費者の事情としては、様々なも
とって通常」と規定するべきである。	のが考えられますが、契約法施行規則第1条の2は、事
	業者以外の者と連絡する方法として一般的に想定され
	るものを規定するものです。
第1条の3関連	
要請書に記載する「要請の理由」については、その理由	今後の施策の検討において参考とさせていただきます。
そのものの当否を争うべきものではない旨、逐条解説に	
明記してください。	
(他に同一意見1件)	
いずれも特に反対はしない。なお、努力義務であっても	同上
法的義務なので、この規定に基づいて要請があった場合	
には、事業者がその要請に適切に応じることを実現させ	
ることが重要である。	
規定案には反対はいたしません。なお、努力義務であっ	同上
ても法的義務なので、この規定に基づいて要請があった	
場合には、事業者がその要請に適切に応じることを実現	
させることが重要であると考えます。	
第1条の3第5号関連	
消費者契約法(以下「法」と言います)第12条の3項	「当該事業者又はその代理人が、消費者契約を締結する

第1項は「適格消費者団体は、事業者又はその代理人が、 消費者契約を締結するに際し、不特定かつ多数の消費者 との間で第八条から第十条までに規定する消費者契約 の条項を含む消費者契約の申込み又はその承諾の意思 表示を現に行い又は行うおそれがあると疑うに足りる 相当の理由があるときは、内閣府令で定めるところによ り、その事業者又はその代理人に対し、その理由を示し て、当該条項を開示するよう要請することができる。」 と定めています。

ここでいう「その理由」とは同項における「事業者又は その代理人が、消費者契約を締結するに際し、不特定か つ多数の消費者との間で第八条から第十条までに規定 する消費者契約の条項を含む消費者契約の申込み又は その承諾の意思表示を現に行い又は行うおそれがある と疑うに足りる相当の理由」を指すものと解されます が、施行規則においてこれを単に「要請の理由」と無限 定な表現で規定した場合、極端な例では、単に「関心が あるから」といった理由に基づく要請を受ける可能性を 排除できなくなります。

しかも、事業者としては法同条第 2 項で、要請に応じる 努力義務を課せられているだけに、かかる理由に基づく 要請を受けた場合、拒否して良いのか否か、対応に苦慮 することが予想されます。 に際し、不特定かつ多数の消費者との間で法第八条から 第十条までに規定する消費者契約の条項を含む消費者 契約の申込み又はその承諾の意思表示を現に行い又は 行うおそれがあると疑うに足りる相当の理由」が要件と なる点については、契約法第 12 条の 3 第 1 項において 明確に規定されており、「要請の理由」がこれを意味す ることは明らかと考えられます。そのため、「要請の理 由」と規定したとしても、相当な理由を欠く要請が行わ れることは想定されないと思われますが、御意見を踏ま えまして「要請の理由」の意味について周知を図ってま いりたいと考えております。 よって、施行規則第 5 号は「要請の理由」ではなく「当該事業者又はその代理人が、消費者契約を締結するに際し、不特定かつ多数の消費者との間で法第八条から第十条までに規定する消費者契約の条項を含む消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示を現に行い又は行うおそれがあると疑うに足りる相当の理由」といった表現に文言を修正すべきと考えます。

### 第1条の3第5号及び第6号関連

いずれも反対するものではないが、いずれも逐条解説等で条項の趣旨を明確にする必要がある。

今後の施策の検討において参考とさせていただきます。

#### 第1条の3第7号関連

例えば、郵送・FAX・Eメールといった手段によっても目的は十分に達成されるにも拘わらず、「書面を適格消費者団体の事務所に持参する方法」といった実施方法を指定された場合、かかる過度な要請に応じることまでが事業者の努力義務の範囲ではないと考えます。

開示の実施方法については、「その目的に照らし、事業者又はその代理人に不相当な時間・費用を負担させる実施方法は認められない」旨を明記すべきと考えます。

最終的には個別具体の事案に応じて判断されるものですが、適格消費者団体により事業者が応じることが困難な実施方法を指定する要請がされた場合、当該事業者は当該要請に応じるべき努力義務を負わないと考えられます。

御懸念については、今後の施策の検討において参考とさせていただきます。

## 第1条の4関連

要請書に記載する「要請の理由」については、その理由 そのものの当否を争うべきものではない旨、逐条解説に 明記してください。 今後の施策の検討において参考とさせていただきます。

(他に同一意見1件)	
いずれも特に反対はしない。なお、努力義務であっても	同上
法的義務なので、この規定に基づいて要請があった場合	
には、事業者がその要請に適切に応じることを実現させ	
ることが重要である。	
(他に同一意見1件)	
規定案には反対はいたしません。なお、努力義務であっ	同上
ても法的義務なので、この規定に基づいて要請があった	
場合には、事業者がその要請に適切に応じることを実現	
させることが重要であると考えます。	
第1条の4第5号関連	
反対するものではないが、逐条解説等で条項の趣旨を明	今後の施策の検討において参考とさせていただきます。
確にする必要がある。	
こちらも上記(1)と同様に、「消費者契約の解除に伴う	「消費者契約の解除に伴う損害賠償の額を予定し、又は
損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項におけ	違約金を定める条項におけるこれらを合算した額が契
るこれらを合算した額が法第九条第一項第一号に規定	約法第九条第一項第一号に規定する平均的な損害の額
する平均的な損害の額を超えると疑うに足りる相当な	を超えると疑うに足りる相当な理由」が要件となる点に
理由」といった文言に修正すべきと考えます。	ついては、契約法第 12 条の 4 第 1 項において明確に規
	定されており、「要請の理由」がこれを意味することは
	明らかと考えられます。そのため、「要請の理由」と規定

したとしても、相当な理由を欠く要請が行われることは

想定されないと思われますが、御意見を踏まえまして

「要請の理由」の意味について周知を図ってまいりたい

と考えております。

### 第1条の4第6号関連

説明の実施については、文書によらず口頭による実施を 求めることも合理的ではありますが、例えば、適格消費 者団体が事業者から極めて遠方に位置しているにも拘 わらず、あくまで来訪のうえ口頭で説明せよといった要 求が寄せられた場合、これに応じる努力義務まではない と考えられます。

したがって、「その目的に照らして、事業者又はその代理人に不相当な時間・費用を負担させる実施方法は認められない」旨を明記すべきと考えます。

最終的には個別具体の事案に応じて判断されるものですが、適格消費者団体により事業者が応じることが困難な実施方法を指定する要請がされた場合、当該事業者は当該要請に応じるべき努力義務を負わないと考えられます。

御懸念については、今後の施策の検討において参考とさせていただきます。

### 第1条の5関連

いずれも特に反対はしない。なお、努力義務であっても 法的義務なので、この規定に基づいて要請があった場合 には、事業者がその要請に適切に応じることを実現させることが重要である。

(他に同一意見1件)

今後の施策の検討において参考とさせていただきます。

# 第1条の5第5号関連

反対するものではないが、逐条解説等で条項の趣旨を明 確にする必要がある。 今後の施策の検討において参考とさせていただきます。

## 第1条の3、第1条の4及び第1条の5関連

改正消費者契約法第 12 条の 3 から第 12 条の 5 までの各規定(以下総称して「本規定」という。)の義務違反が他

今後の施策の検討において参考とさせていただきます。

の規定の解釈や適用に影響を与えることがあり得る旨を「逐条解説」における消費者契約法第3条の記述に準じて明らかにすべきである。

消費者裁判手続特例法施行規則の一部を改正する内閣府令(案)関連

### 第3条の2関連

消費者庁は、改正法施行にあたっての無用な混乱を防ぐべく、逐条解説やガイドライン等において、現時点で想定される「その受信する者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信」の具体例を明示するべきである。

「その受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信(…)を送信する方法」としては、例えば、ソーシャル・ネットワーク・サービス(SNS)のメッセージ機能等が想定されると考えられるところ、今後解釈の明確化を図ってまいりたいと考えております。

対象消費者に対する通知方法として、現行規則の電子メールに加えて、「その受信する者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信」を加えることは、IT化が進展し、ショートメッセージサービス(SMS)やソーシャルネットワークサービス(SNS)のメッセージ機能といった電子メール以外のIT技術を利用したコミュニケーション手段が一般化した現状を踏まえると適切であり、賛成である。

しかし、将来のさらなる技術進展や新しいコミュニケーション手段の登場を想定してこのような包括的な規定 ぶりとしたものと推測するが、「その受信する者を特定 して情報を伝達するために用いられる電気通信」との条

文の文言から、上記のようなSMSやSNSのような具 体例を直ちに読み取ることは困難である。

よって、消費者庁においては、改正法施行にあたっての 無用な混乱を防ぐべく、逐条解説やガイドライン等にお いて、現時点で想定される「その受信する者を特定して 情報を伝達するために用いられる電気通信」の具体例を 明示するべきである。

### 第3条の2、第3条の5、第3条の7及び第5条関連

上記条文において、いずれも2つの「方法」や「提供」 が規定されているところ、法に規定する「電磁的方法で あって内閣府令で定めるものにより通知しなければな らない」、「電磁的方法による提供であって内閣府令で定 めるもの」とは、府令の上記条文に規定する2つの方法 等の両方によらなければならないのか、又は、2つの方 法等のうちどちらかによればよいのか必ずしも明らか でない。

法の規定や府令案の規定等を踏まえれば、いずれの条文 においても、どちらか1つの方法等によればよいと考え られるが、その認識に誤りはないか。仮に両方によらな ければならないとする場合には、その理由を具体的かつ 明確に明らかにされたい。

必ずしも全ての方法による必要はなく、各規定の趣旨に 照らして事案ごとに適切な方法によることで足ります。

第3条の4関連

第3条の4第1項及び第2項において、「届出期間の末|簡易確定手続が不相当に長期化することを避けつつ、簡単では、1項目のでは、1項目のでは、1項目のでは、1項目のでは、1項目のでは、1項目のでは、1項目のでは、1項目のでは、1項目のでは、1項目のでは、1項目のでは、1項目のでは、1項目のでは、1項目のでは、1項目のでは、1項目のでは、1項目のでは、1項目のでは、1項目のでは、1項目のでは、1項目のでは、1項目のでは、1項目のでは、1項目のでは、1項目のでは、1項目のでは、1項目のでは、1項目のでは、1項目のでは、1項目のでは、1項目のでは、1項目のでは、1項目のでは、1項目のでは、1項目のでは、1項目のでは、1項目のでは、1項目のでは、1項目のでは、1項目のでは、1項目のでは、1項目のでは、1項目のでは、1項目のでは、1項目のでは、1項目のでは、1項目のでは、1項目のでは、1項目のでは、1項目のでは、1可目のでは、1可目のでは、1可目のでは、1可目のでは、1可目のでは、1可目のでは、1可目のでは、1可目のでは、1可目のでは、1可目のでは、1可目のでは、1可目のでは、1可目のでは、1可目のでは、1可目のでは、1可目のでは、1可目のでは、1可目のでは、1可目のでは、1可目のでは、1可目のでは、1可目のでは、1可目のでは、1可目のでは、1可目のでは、1可目のでは、1可目のでは、1可目のでは、1可目のでは、1可目のでは、1可目のでは、1可目のでは、1可目のでは、1可目のでは、1可目のでは、1可目のでは、1可目のでは、1可目のでは、1可目のでは、1可目のでは、1可目のでは、1可目のでは、1可目のでは、1可目のでは、1可目のでは、1可目のでは、1可目のでは、1可目のでは、1可目のでは、1可目のでは、1可目のでは、1可目のでは、1可目のでは、1可目のでは、1可目のでは、1可目のでは、1可目のでは、1可目のでは、1可目のでは、1可目のでは、1可目のでは、1可目のでは、1可目のでは、1可目のでは、1可目のでは、1可目のでは、1可目のでは、1可目のでは、1可目のでは、1可目のでは、1可目のでは、1可目のでは、1可目のでは、1可目のでは、1可目のでは、1可目のでは、1可目のでは、1可目のでは、1可目のでは、1可目のでは、1可目のでは、1可目のでは、1可目のでは、1可目のでは、1可目のでは、1可目のではでは、1可目のでは、1可目のでは、1可目のでは、1可目のでは、1可目のでは、1可目のでは、1可目のでは、1可目のでは、1可目のでは、1可目のでは、1可目のでは、1可目のでは、1可目のでは、1可目のでは、1可目のでは、1可目のでは、1可目のでは、1可目のでは、1可目のでは、1可目のでは、1可目のでは、1可目のでは、1可目のでは、1可目のでは、1可目のでは、1可目のでは、1可目のでは、1可目のでは、1可目のでは、1可目のでは、1可目のでは、1可目のでは、1可目のでは、1可目のでは、1可目のでは、1可目のでは、1可目のでは、1可目のでは、1可目のでは、1可目のでは、1可目のでは、1可目のでは、1可目のでは、1可目のでは、1可目のでは、1可目のでは、1可目のでは、1可目のでは、1可目のでは、1可目のでは、1可目のでは、1可lのでは、1可lのでは、1可lのでは、1可lのでは、1可lのでは、1可lのでは、1可lのでは、1可lのでは、1可lのでは、1可lのでは、1可lのでは、1可lのでは、1可lのでは、1可lのでは、1可lのでは、1可lのでは、1可lのでは、1可lのでは、1可lのでは、1可lのでは、1可lのでは、1可lのでは、1可lのでは、1可lのでは、1可lのでは、1可lのでは、1可lのでは、1可lのでは、1可lのでは、1可lのでは、1可lのでは、1可lのでは、1可lのでは、1可lのでは、1可lのでは、1可lのでは、1可lのでは、1可lのでは、1可lのでは、1可lのでは、1可lのでは、1可lのでは、1可lのでは、1可lのでは、1可lのでは、1可lのでは、1可lのでは、1可lのでは、1可lのでは、1可lのでは、1可lのでは、1可lのでは、1可lのでは、1可lのでは、1可lのでは、1可lのでは、1可lのでは、1可lのでは、1可lのでは、1可lのでは、1可lのでは、1可lのでは、1可lのでは、1可lのでは、1可lのでは、1可lのでは、1可lのでは、1可lのでは、1可lのでは、1可lのでは、1可lのでは、1可lのでは、1可lのでは、1可lのでは、1可lのでは、1可lのでは、1可lのでは、1可lのでは、1可lのでは、1可lのでは、1可lのでは、1可lのでは、1可lのでは、1可lのでは、1可lのでは、1可lのでは、1可lのでは、1可lのでは、1可lのでは、1可lのでは、1可lのでは、1可lのでは、1可lのでは、1可lのでは、1可lのでは、1可lのでは、1可lのでは、1

日から起算して百日前の日」及び「届出期間の末日から 起算して七十日前の日」と規定しているが、その理由を 具体的かつ明確に示していただきたい。

易確定手続の相手方や簡易確定手続申立団体による対応に必要な期間を確保する観点から、相手方通知のため通常必要な期間として、簡易確定手続申立団体からの求めを受けてから相手方通知をするまでの間に 30 日程度要すると考えられること、簡易確定手続申立団体が、相手方通知から1週間以内になされる相手方からの通知(消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律(以下「特例法」といいます。)第 28 条第 3 項)を受けてから、自らの通知を期限(届出期間の末日の 1 か月前。特例法第 27 条第 1 項)までに行うまでの間には、最低限 3 ~ 4 週間程度を要すると考えられること等を踏まえて規定しています。

消費者庁は、裁判所においても提案されている府令案第3条の4の規定の趣旨を踏まえ、簡易確定手続における届出期限の定める運用をするとの了解を得られているのかを明らかにすべきである。

特例法 22 条に規定する届出期間は裁判所が個々の事案ごとに適切に定めるものと考えられます。

また、定められた届出期間について、裁判所において、必要があると認めるときは、申立てにより又は職権で、伸長の決定をすることができることとされているため (特例法第 25 条第 1 項)、簡易確定手続申立団体において、必要に応じて届出期間の伸長の申立てを行うことも考えられます。

提案されている府令案では、届出期限の 100 日前までに 特定適格消費者団体が相手方となる事業者に対して、対 象消費者に対する通知の実施を求めることとされてい

る。このような府令案は、裁判所による簡易確定手続の開始決定において、届出期限を決定日の 100 日後から相当程度の先の日付を定めることが前提となるものと思われる。しかし、すでに簡易確定手続の申立を行ったことのある特定適格消費者団体によれば、裁判所からは決定予定日から3ヶ月程度先の日を届出期限として定めることを打診される例もあるとのことである。特定適格消費者団体においては法 31 条による情報開示を受けた上で相手方通知の要否を判断することも考えられるところ、このような短期間の届出期限が裁判所によって定められた場合には、同団体において相手方通知の要否を適切に判断できなくなるおそれもある。

ついては、消費者庁は、裁判所においても提案されている府令案第3条の4の規定の趣旨を踏まえて簡易確定手続における届出期限の定める運用をするとの了解を得られているのかを明らかにすべきである。

届出期間の末日から起算した期限を規定しているが、届出期間が 100 日程度以内と定められた場合にも相手方通知の求め等が不可能にならないようにすべきである。

同上

# 第3条の4第2項関連

相手方の通知の期限については、届出期間の末日から逆 算する方法でなく、次のような設定とすべきである。

・第三条の四第2項:申立団体から法第二十八条第一項

相手方通知は、特例法が規定する他の情報提供方法と同様に対象消費者等に手続への加入を促すためのものであるから、少なくとも、届出期間内の債権届出を可能と

する時期に行われる必要があるものであり、特例法第 28
条第1項柱書において「届出期間の末日の二月以上前の
日であって内閣府令で定める日」を期限とされているこ
とを受けて、消費者の財産的被害等の集団的な回復のた
めの民事の裁判手続の特例に関する法律施行規則(以下
「特例法施行規則」といいます。)第3条の4第2項で
は、届出期間の末日から起算して算定される日を期限と
する形をとっています。
同上
賛成の御意見として承ります。
特例法施行規則第3条の6第1項第1号に定める「公告
の内容を確認するために必要な事項」は、簡易確定手続
申立団体が行う公告の方法等にもよると考えられます
が、例えば公告がインターネットの利用による場合に
は、公告を掲載したウェブサイトのアドレス(二次元コ
ードその他のこれに代わるものを含む)が「公告の内容
ードその他のこれに代わるものを含む)が「公告の内容 を確認するために必要な事項」になると考えられます
多日 なる 一 (一) 一   一

消費者団体への対象消費者への通知に関する報告において、相手方事業者が通知をした対象消費者のうち相手方において氏名が不明である対象消費者の数を明らかにするよう求めているが(同条第3項第4号)、この点は特定適格消費者団体による対象消費者に対する適切な通知ないし公告を実施するにあたり有益な情報であるので、相手方事業者からの報告事項として規定することが必要であるし適切であり、賛成である。

なお、かかる提案を前提とすれば、氏名が不明であってもメールアドレス等が判明している対象消費者については、特例法 28 条等における「知れている対象消費者」に含まれると理解して良いものと考えるが、このような理解で良いのかを明確にされるべきである。

# 第3条の6第3項関連

次のような主旨の号を追加してください。

「相手方通知を実施したものの、通知が届かなかった者の数、その者に対する追加的対策の考え方」

後段については、例えば、特例法第 28 条第 1 項の「知れている対象消費者等」とは、共通義務確認訴訟の判決等で示された対象消費者等に該当するものであると合理的に認められる消費者であって、相手方通知をする時点において、相手方通知をするために必要な事実が判明しているものをいいます。

通知をするために必要な事実としては、氏名、住所又は電子メールアドレス等の連絡先が想定されるところ、従前から一定の取引関係等にある消費者については、その氏名を把握していなくとも当該消費者を識別し、通知をすることが可能な場合もあり得るため、そのような場合には氏名を把握していなくとも「知れている対象消費者等」に該当すると考えられます。

まず、相手方通知が届かなかった者の数については、相手方通知を求める前に特例法第 30 条の規定による照会をし、回答を得ることで、当該時点の「知れている対象消費者等の数」(特例法第 30 条第 1 号)を確認し、相手方通知後に通知される「相手方通知をした対象消費者等の数」(特例法施行規則第 3 条の 6 第 3 項第 3 号)と対照することにより把握することが可能であるため、別途規定する必要はないと考えます。

また、相手方通知が届かなかった者に対する追加的対策

の考え方については、例えば、簡易確定手続の相手方が 把握しない対象消費者等の住所・連絡先の変更により相 手方通知が到達せず、その他の連絡先も把握していない ような場合には、当該対象消費者等は「知れている対象 消費者等」に該当しないものとなるため、当該相手方は 当該対象消費者等について相手方通知義務を負わない こと、また、特例法において、簡易確定手続の相手方に、 相手方通知義務を負わない場合に、それを超えた更なる 情報提供は義務付けられていないことから、規定するこ ととはしておりません。

一人でも多くの消費者に通知するため、次のような主旨 の号を追加されたい。

「相手方通知を実施したものの、通知が届かなかった者 の数、その者に対する追加的対策の考え方」

同上

## 第3条の7関連

替成である。

提案されている府令案では、特定適格消費者団体から相手方事業者に対する対象消費者に関する情報照会に対する回答の方法として、電子メールの他、電磁的記録媒体を交付する方法を定めている。この提案自体は、基本的に適切であり賛成するものであるが、近時はセキュリティ対策の観点から、電子メールに添付することが不適切な大容量のデータについては、いわゆるオンラインス

賛成の御意見として承ります。

御指摘を踏まえて特例法施行規則第3条の7を修正いたしました。

トレージサービスを介した受け渡しを行うことが一般化しつつある。かかるオンラインストレージサービスを介した受け渡しも「電磁的記録媒体の公布」と解釈できるのか、この点を明らかすべきである。仮にオンラインストレージサービスを介した受け渡しは、「電磁的記録媒体の公布」に該当しないと解釈されるのであれば、かかる受け渡しも可能となるよう適宜規定案を修正すべきである。

同上

法 30 条に基づき回答すべき方法として、簡易確定手続申立団体自身またはその指定する者が開設したサーバーに電子ファイルを登録する方法も追加すべきである。

### 第4条関連

消費者庁においては、改正法施行にあたっての無用な混乱を防ぐべく、逐条解説やガイドライン等において、現時点で想定される「電子メール等によりその者に連絡をする際に必要となる情報」の具体例を明示するべきである。

「電子メール等によりその者に連絡をする際に必要となる情報」としては、例えば、ソーシャル・ネットワーク・サービス(SNS)のメッセージ機能を利用するために必要となる、利用者を識別するために用いられる符号(いわゆる ID)等が想定されると考えられるところ、今後解釈の明確化を図ってまいりたいと考えております。

提案されている府令案では、特定適格消費者団体から相手方事業者に対する対象消費者に関する情報照会に対する回答において明らかにされるべき「連絡先」につき、「電子メールアドレスその他の電子メール等によりそ

の者に連絡をする際に必要となる情報」を定めている。この規定案は、「電子メール等」(第3条の2第1号)の規定ぶりからして、ショートメッセージサービス(SMS)のメッセージ機能といった電子メール以外のIT技術を利用したコミュニケーション手段におけるアドレス等を含むものと思われる。

しかし、第3条の2と同じく、条文の文言から上記のような具体例を直ちに読み取ることは困難である。

よって、消費者庁においては、改正法施行にあたっての無用な混乱を防ぐべく、逐条解説やガイドライン等において、現時点で想定される「電子メール等によりその者に連絡をする際に必要となる情報」の具体例を明示するべきである。

第4条について以下のようにしてください。

「法第31条1項の内閣府令で定める連絡先は、次のと おりとし、対象消費者等の氏名が分からない場合を含 む。 各号略」

特例法第 31 条第 1 項は、「対象消費者等の氏名及び住所 又は連絡先(内閣府令で定めるものに限る。次項におい て同じ。)が記載された文書」と規定しており、氏名が記 載されているものを前提として、連絡先について内閣府 令に委任しているため、特例法施行規則第 4 条の改正規 定において、氏名が記載されていないものを含めること はできないものと考えます。

第四条における連絡先に、対象消費者等の氏名がわから ない場合も含めるべきである。

「法第三十一条第一項の内閣府令で定める連絡先は、次のとおりとし、対象消費者等の氏名がわからない場合も含む。 各号略」

4号を追加して「その他、相手方が対象消費者に連絡する方法がある場合はその方法」を開示できるものとすべきである。

特例法施行規則第4条では、現時点で、簡易確定手続申立団体が特例法第 27 条第 1 項の規定による通知をするために必要と考えられる連絡先を規定しています。

今後簡易確定手続申立団体が活用し得る新たな連絡手段が出現した場合には、必要に応じて適切に対応してまいりたいと考えます。

# 第5条関連

簡易確定手続申立団体自身またはその指定する者が開設したサーバーに電子ファイルを登録する方法も追加すべきである。

御指摘を踏まえて特例法施行規則第 5 条を修正いたしました。

# 第15条第3項第3号関連

「和解に至るまでの経緯」の具体的内容を法文上で例示するか、ガイドライン等において明示すべきである。

特例法施行規則第 15 条第 3 項第 3 号の改正規定は、特例法の改正により、一定の場合に、共通義務確認訴訟における和解の成立後、簡易確定手続を利用することなく当該和解に基づく被害回復を図ることが可能になることや、共通義務確認訴訟において、いわゆる中間合意(私法上の和解契約)に基づく訴外の被害回復とこれに基づく紛争の解決を確認する裁判上の和解をすることが可能となること等を踏まえて設けるものであり、「和解に至るまでの経緯の概要」としては、例えば、上記のよう

	な和解をしようとすることとなった事情の概要や、中間
	合意に基づく訴外の被害回復の状況の概要等が想定さ
	れると考えられるところ、今後ガイドライン等において
	解釈の明確化を図ってまいりたいと考えております。
法文上、簡易確定手続に移行する和解の場合には報告義	同上
務を負わないことから、「和解に至るまでの経緯」とは、	
簡易確定手続に移行しない根拠となる事情を示す、との	
解釈になるようであるが、法文からは説明を要すべき	
「経緯」の具体的内容が明確でないので、法文上でも例	
示するか、ガイドライン等において解釈を明示するべき	
である。	
第 22 条第 1 号関連	
「連絡先」の記載にあたっては、メールアドレス等、団	御意見については、今後の業務の参考とさせていただき
体の実情に応じた指定を求める。	ます。
団体により電話連絡可能な時間は異なる。「連絡先」の	同上
記載にあたっては、メールアドレス等、団体の実情に応	
じた指定を求める。	
第 28 条第 4 項及び第 5 項関連	
4号として、「特定適格消費者団体の支援に必要な資金	特例法施行規則第 28 条第4項に定める事務を行うため
の受入れ」を追加すべきである。	の資金の受入れは、当該事務を行う前提として当然必要
	になる行為であるため、同項に規定するものにはならな
	いと考えます。
	同条第5項との関係では、消費者団体訴訟等支援法人に
-	-

よる資金の受入れは、当該法人自体が行う行為であり、 内閣総理大臣が委託する事務ではないため、同項に規定 するものにもならないと考えます。

なお、消費者団体訴訟等支援法人は、支援業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがない限り、支援業務以外の業務を行うことも可能です(特例法第 98 条第 1 項第 5 号)。

### 第 29 条及び第 36 条関連

第 36 条 1 項 5 号は、消費者団体訴訟等支援法人に対し、 支援法人が自らの業務を第三者に委託した場合、その内容を帳簿書類に記載する義務を課しています。また、法 第 109 条は、消費者団体訴訟等支援法人に対して当該帳簿書類を保存する義務を課し、かつ、法第 101 条はその書類を内閣総理大臣による立ち入り検査の検査対象としています。これらの規定により、業務委託先の適格性について行政による監督が可能な体制がとられてはいるものの、あくまで事後的なものに留まっています。この点、法第 98 条 4 号は、適格性に問題のある団体は支援認定を受けることができないとすることで、不適切な団体の参入を事前に阻止していますが、その支援法人が、不適切な団体に業務委託をすれば、法第 98 条 4 号の趣旨は没却してしまいます。

そこで、第29条(業務規程の記載事項)に「支援業務

改正前の特例法において、特定適格消費者団体が業務委託をする場合の適切性の確保に関しては、「特定適格消費者団体の認定、監督等に関するガイドライン」で基準等を示しているところであり、消費者団体訴訟等支援法人が業務委託をする場合についても、同様に適切性の確保を図ってまいりたいと考えます。その際には、御意見も参考にさせていただきます。

の一部を委託する場合にあっては、法第 98 条 4 項各号 のいずれにも該当しない事業者に委託すること」旨を明 記し、受託者の適性を事前に担保するべきと考えます。

## 第29条第1号ハ及び第7号関連

本号は、適格消費者団体の業務規程の施行規則第6条第1号へ又は第8号のように、義務規定ではなく権原規定と解すべきであるから、その旨をガイドライン等で明記すべきである。

提案されている府令案では、支援法人が行う支援業務の 実施の方法に関する事項として、「その他必要な事項」 を定めなければならない旨定める(府令第 29 条第 1 号 ハ)。また、同条第 7 号においては「その他支援業務の実 施に関し必要な事項」を定めなければならない旨定め る。

この点、適格消費者団体の業務規程にも、差止請求関係 業務の実施の方法に関する事項として、「その他必要な 事項」を定めなければならない旨定めている(同法施行 規則第6条第1号へ)。また、「その他差止請求関係業務 の実施に関し必要な事項」を定めなければならない旨定 めている(同条第8号)。

支援法人の業務については、施行前であり認定された法人もないため、何が必要な事業となるのか不透明な部分があるが、本号は、適格消費者団体の業務規程の施行規

特例法施行規則第 29 条第 1 号ハ及び同条第 7 号の各規定は、認定要件として適切な整備が求められる業務規程において定められていなければならない事項を規定するものと考えております。

則第6条第1号へ又は第8号のように、義務規定ではなく権原規定と解すべきであるから、その旨をガイドライン等で明記すべきである。

# 第31条第1項関連

本項を原案のまま定めるのであれば、その趣旨からして、報酬がある場合であっても金額まで記載する必要はない旨をガイドライン等において明記すべきである。

提案されている府令案では、支援法人の申請書の添付書類として、前事業年度における役員の報酬の有無を内閣総理大臣に提出すべきことを定める。

この点、府令案において報酬の有無の記載を求めようとする趣旨は必ずしも明らかではないが、仮に報酬の有無が支援認定の判断において必要な情報であるものとしても、少なくとも個別の役員の報酬金額まで記載する必要性はなく、また役員のプライバシー保護の観点からも適切とはいえない。よって、本項を原案のまま定めるのであれば、その趣旨からして、報酬がある場合であっても金額まで記載する必要はない旨をガイドライン等において明記すべきである。

特例法施行規則第 31 条第 1 項において、当該報酬の金額を含めていないことは規定上明らかと考えております。

同上

内閣府の所管する消費者庁関連法令に係る e-文書法施行規則の一部を改正する内閣府令(案)関連

### 別表第1 (第3条関係)関連

本表の改訂について、その趣旨及び規定内容について概ね賛成する。

替成の御意見として承ります。

## 別表第2 (第5条関係)関連

本表の改訂について、その趣旨及び規定内容について概 ね賛成するが、法文の解釈に懸念する点があるので、一 部意見を付記する。

※別表第3のうち、特例法に関する追加は、今後予定さ れる支援団体において記録書面の作成に際し電磁的記 録の作成をもって、これに替えることを許容するものと して定められている。

現在、公共サービス・民間事業を問わず各記録の作成に おいて広く紙ベースから電磁的記録ベースに移行して いることを鑑みると適切な措置であると考える。

ただし、同項目に引用する特例法109条を具体的に定 める施行令36条1項では、その作成を要する書面とし て、第2号に「(支援業務の概要を記録したもの)の作成 に用いた関係資料の綴り」が列挙されている。当然のこ とながら、これらの関係資料に関しては、被支援団体等 から交付された書面等が含まれることと思われるが、 「作成」の文言を狭義に捉えることなく、これらの資料 を pdf 形式や画像ファイル形式に変換することも、当然 「作成」に含まれることとして解釈すべきことを付記す る。

前段は替成の御意見として承ります。

後段については、特例法施行規則第36条第2号に規定 する関係資料のつづりを作成するにあたり、書面で作成 されている関係資料をスキャナ等により読み取ってで きる電磁的記録を合わせたものを記録する方法による ことも許容されると考えます。

#### その他

一見すると係争の早期解決を可能にするかのようです「御意見については、今後の業務の参考とさせていただき

が、これは非常に巧妙かつ悪質と言わざるを得ません。 被害を受けた消費者は専門家、有識者と言った方々を頼 らずとも係争に持ち込むことが可能になりますが、これ は何ら後ろ盾が持たない人に無謀な試みをするよう背 中を突き飛ばすようなものです。有事に際し然るべき機 関、人物に協力をして貰えるよに取り計らうことこそ重 要です。加えて物証を求めるかのように電話や文章、E メール等詐欺的な内容を規定しにかかっていますがこ れは迂闊です。詐欺、特に宗教絡みは口頭での犯行が直 骨頂です。言えば言うほど言い逃れの穴を見つけ出しま す。今回の改正は被害者となる消費者集団を保護するよ うに見せかけておきながら、その実加害者的な集団がよ り摘発を免れ易く、それ故の法廷闘争の早期決着がし易 くなっています。早期解決と物は言いようで、名前に反 してこれは被害者的な消費者集団を更に攻撃するよう なもので、私はこの改正には断固反対です。

ます。

なお、契約法や特例法は、いずれも消費者の利益の擁護 を図るものと考えております。